

用振の法發等替條律項及のの適

○財務省告示第二百九十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年十月二十四日に発行した利付国債の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年十一月六日  
財務大臣 麻生 太郎  
利付国庫債券（十年）（三百三十四回、第三百五十二回、第三百三十四回、第一号及び記号）

+

の 払込み 経過利子率

十 十  
—

発行価格　日

九 八 七  
振額最低額面金  
替単位 払込金額

六 発行額  
五 募入決定の方法

四 癸 行 方 法

(別表のとおり)  
（別表のとおり）  
（別表のとおり）

$$1 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるもとのとする。  
平成三十年十月二十四日  
発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、  
次の方の算式により算

しの規定の適用を受けるものと  
する利回り格差（第十七号に規定す  
る利回りに応募した者が加算す  
する数値をいう。次号において行わ  
れる同一の競争に付して行われ  
る入札による発行順に申込みのうち利  
回り格差の各申込みのうち利回り格差の  
小さいものからその応募額を加算す  
る順次割り当てる。）を競争に付して行わ  
れる利回り格差の各申込みのうち利回り格差の  
小さいものからその応募額を加算す  
る順次割り当てる。

円額面金額で五千九百八十五億三千三百六  
円内訳（別表のとおり）

二 十 十 十  
十 九 八 七 六 五

十四

払者入払元利象各準入償償  
込札場利回國發と札還還  
期參所金り債行すの金期  
日加支の対る基額限

利子

(別表のとおり) 銘柄毎の基準利回は、平成三十一年十月二十三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成三十年十月二十四日

(別表)

名称及び記号	利 率 (年)	償 還 期 限	発 額 面 行 金 額	二第十付 回三年国 百庫 四債 十券	一第十付 回三年国 百庫 四債 十券	回第十付 回三年国 百庫 三債 十券	九第十付 回三年国 百庫 三債 十券	八第十付 回三年国 百庫 三債 十券	六第十付 回三年国 百庫 三債 十券	五第十付 回三年国 百庫 三債 十券	四第十付 回三年国 百庫 三債 十券	二第十付 回三年国 百庫 三債 十券
○	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·
—	三	四	四	四	四	五	五	五	五	六	六	六
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
日年平 三成 月三 二十 十八	十年平 日十成 月三 月十 二七	日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十一 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	十年平 日十成 月三 月十 二六	日年平 九成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	日年平 九成 月三 二十 十六	日年平 六成 月三 二十 十六	十年平 日十成 月三 二十 二十五		
四十億円	七千 億二 円百 八 十	億三 円百 三 十七	億七 円百 九 十四	億八 円百 四 十八	二百 一億 円	円百 七 十二 億	五 十四 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円		

利 第二付 八十国 十年庫 二債 回券 )	利 第二付 八十国 十年庫 九債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 八債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 七債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 三債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 二債 回券 )	利 第二付 七十国 十年庫 五債 回券 )	利 回第十付 三年國 百庫 五債 回券 )	利 九第十付 三年國 百庫 四債 十券 )	利 六第十付 三年國 百庫 四債 十券 )	利 三第十付 三年國 百庫 四債 十券 )
二 · 一 %	二 · 一 %	二 · ○ %	一 · 九 %	二 · ○ %	二 · ○ %	二 · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	○ · 一 %	
日年平 九成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 六成 月三 二十 十七	日年平 三成 月三 二十 十七	日年平 日十成 月三 月十 二六	十年平 九成 月三 二十 十六	日年平 月成 二四 十 日年	三平 月成 二四 十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二九	日年平 三成 月三 二十 十九	日年平 六成 月三 二十 十八
一 億 円	四 十六 億 円	二 十七 億 円	円百 二十七 億 円	一 億 円	十八 億 円	億三 円百 五十六	二 十五 億 円	三 十二 億 円	億二 円百 七八十八	三 十二 億 円

利回第二付 百十国 二年庫 十債 八券	利回第二付 百十国 二年庫 十債 六券	利回第二付 百十国 二年庫 十債 一券	利第二付 百十国 二年庫 十債 回券	利第二付 百十国 十年庫 五債 回券	利第二付 百十国 十年庫 四債 回券	利第二付 百十国 回債 券	利第二付 百十国 六年庫 回債 券	利第二付 百十国 十年庫 五債 回券	利第二付 八十国 十年庫 四債 回券	利第二付 八十国 十年庫 三債 回券
一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	一 ・ 九 %	一 ・ 六 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 一 %
日年平 六成 月四 二十 十三	日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十二	日年平 六成 月四 二十 十二	十年平 日十成 二四 月十 二一	十年平 日十成 二四 月十 二一	日年平 三成 月四 二十 十一	九平 月成 二四 十 日年	日年平 三成 月三 二十 十八	日年平 日十成 二三 月十 二七	日年平 日十成 二三 月十 二七
十四億円	円百七十六億	八億円	十六億円	三億円	三十二億円	五一億円	三十二億円	四十億円	六十六億円	六十六億円

利 回第二付 百十国 四年庫 十債 二券	利 回第二付 百十国 三年庫 十債 一券	利 第二付 百十国 三年庫 十債 回券
一 • 八 %	一 • 七 %	一 • 八 %
十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 九成 月四 二十 十三	日年平 九成 月四 二十 十三
九十億 円	二十億 円	億六 円百 四十 五